

フランス契約各則に関する改正法草案試訳 (1)

上 井 長 十

本稿は、2022年7月にフランス司法省(chancellerie)から公表⁽¹⁾された民法における契約各則領域の改正法草案(avant-projet)の試訳である。現在(本稿を脱稿した2022年11月時点)は、同草案に対するパブリックコメントの段階にある。司法省民事公印局(la direction des affaires civiles et du sceau)は、Philippe Stoffel-Munckを長とした、学者と実務家により構成されるグループに改正法案の作成を託した。1804年法の内容では現代の経済的社会的活動に対処することが難しくなっているところがあり、加えて、2016年に実現された一般通則規定群の改正内容との一貫性ある法体系の構築の必要性もある。このような要請のもと、規定の明確化(clarifier)、単純化(simplifier)を図るとともに、内容の現代化(moderniser)の実現を目指した改正案の検討が行われた。以下では、改正草案の試訳を示したいと思う。

第6編 売買

1582条

1項 売買は価格の対価として売主が買主のために有体財産または無体財産の所有権を移転する契約である。

2項 価格は金銭により構成される。価格は

財産またはサービスの提供により補完される。

3項 権利の譲渡を目的とする契約は、理由がある限り、本章の規定を適用する。

第1章 売買契約に関する共通規定

第1節 売買契約の締結

第1款 同意

1583条 法により特別の定めがない限り、売買は合意により成立する。売買は、私署または公式な書面により、あるいは、口頭により、あるいは黙示的にであっても、締結できる。

1584条 目的物を購入する前の試用期間において、買主がその物について承諾しない限り売買は存在しない。

1585条1項 当事者において優先条項の合意をした場合、当事者は諾約者が同意した優先権の対価として受益者により支払われる金額を、取り決めることができる。

2項 同条項は期間を定め、あるいは、期限を定めることなく締結される。期間の定めがない場合、同条項は相当な期間が経過する前で、1211条で定める解約期間に反しない限り、一方的に解約(résilié)されない。

3項 1123条は本条に適用される。

1586条

1項 諾約者が売買の申込みをする場合、諾約者は受益者にその通知をする。

2項 受益者が定められた期間内にその申込みを承諾しない場合、諾約者は第三者に、同じ条件で、あるいは、より不利な条件のもとで自由に売ることができる。何ら期間の約束をしていない場合、諾約者は相当な期間を定める。

1587条

1項 売買の双方予約は、財産と価格について両当事者の相互の同意がある場合、売買に相当する。

2項 しかし、両当事者は、一定の形式による再度の合意にかからしめることができる。この場合において、一方当事者による再度合意の拒否は売買に何ら効果を及ぼさない。

3項 予約を侵し、その存在を知る第三者と契約を締結することは無効である。

1587-1条

1項 売買の成立が、当事者による再度合意、あるいは、財産と価格以外の要素に関する合意に従わせると明示した場合、それらの欠如は予約を失効させる。

2項 再度合意の欠如が当事者のフォートによる場合、一方当事者は他方当事者に損害を賠償する。この場合、契約において期待した利益の喪失の賠償を義務づけられない。

1587-2条

1項 1587-1条で定める再度合意あるいは補足の合意は、予約の締結後1年以内、あるいは

は当事者で定めた期間のうちになされなければならない。

2項 右期間内における再度合意あるいは補足合意の欠如は、予約を失効させる。

1588条

1項 遅くとも当事者で約束した期間の満了までに、契約であらかじめ定めた形式に基づき、合意した価格により買主になるあるいは売主になる選択権を行使する意思を受益者が諾約者に伝える時、売買あるいは買い入れの一方的予約は、売買になる。

2項 1124条は適用される。

3項 売買規定は理由がある限り適用される。

1589条 期間の定めのない一方的予約において、諾約者は自己が定めた合理的な期間内に選択権を行使することを受益者に催告した後に解約できる。

1590条

1項 一方的予約において、受益者に認めた独占権の対価を合意することができる。

2項 受益者が買い手にならないと選択した場合、右対価は諾約者が取得する。売買契約を締結した場合、右対価は反対の条項がない限り内金となる。

3項 合意された右対価の額が受益者の買い手にならない自由を過度に侵害する場合、一方的予約は、違約条項つき売買となる。

1591条

1項 予約で定められた地位の変更権は、契約の一方的性質あるいは双方的性質に何ら影響を及ぼさない。

2項 右権利の行使は予約契約の譲渡の効果をもたらす。

1592条 売買において手付金の約束がある場合、各当事者は取り消すことができる：手付金を支払った者はそれを失い、手付金を受け取った者はその二倍を返還する。

1593条

1項 違約条項付きの売買において、買主は合意された金額を放棄することで契約を取り消すことができる。

2項 不誠実になされた違約には適用されない。

1594条 買主から売主になされた金銭の支払いは、内金としての性質を推定する。

第2款 売買の当事者

1595条 法が禁止していない者は、買う行為あるいは売る行為をすることができる。

1596条

1項

以下の物については、自身が、または、その介入者が買主になることができない。

1°被保護者を法的に代理または扶助することを請け合う者で、その被保護者の財産

2°受任者または仲介者で、売ることまたは取引することを義務づけられた財産

3°管理者で、その者が管理する公法人の財産

4°受託者で、受託者の資産を構成する財産

又は権利

2項 被代理人または権限授与者が追認した場合を除き、なされた行為は無効である。

1597条

1項 先買権または買戻権を行使する場合を除き、売買は諸条件について同意をした売主と買主により締結される。

2項 先買権の内容として、売主にはじめの買主との間で合意した条件と異なる条件で締結することを義務づける場合、反対の規定がない限り、先買権は実行されない。

第3款 売買の内容

1598条 取引の対象をなす物はみな、特別法において譲渡が禁止されていない場合、売却できる。

1599条

1項 他人物の売買は無効である。買主のみ右無効を主張することができる。

2項 いかなる場合であっても所有者は買主の手中にある財産を自己のものであると主張することができる。

1600条

1項 当事者において所有権の移転を遅らせる合意をした場合、合意した所有権移転の時期よりも前に売主が当該財産を買い受ける義務を負うときは、他人物売買は無効ではない。もし売主が右義務を怠ったならば、追奪担保に関する規定に反しない限り、売買は当然に解除される。

2項 共有財産の売主が分割の効果により所

有者になる場合、売買は同じく有効である。

1601条

1項 契約締結時において、売却財産が完全に消滅している場合、売買は当然無効である。

2項 一部の消滅の場合、買主は売買を放棄するか、または割合的な方法で代金を減額し残存する部分を請求するか、選択することができる。

1602条

1項 売却財産は1163条に従い、確定しているか、または確定し得なければならない。

2項 売却財産の品質が契約において確定しなく、または確定できない場合、品質は1166条で定めるところに従い決定される。

1603条

1項 売買における代金は当事者間で自由に合意される。ただし、法が異なる定めをしている場合は除く。

2項 裁判官は、自分自身で価格を確定するために、または当事者が契約で予定した以外のある特定の決定方法を当事者に課すために当事者に替わることはできない。

1604条

1項 枠契約の履行のために売買が締結された場合を除き、価格は確定しているか、または当事者により決められた何らかの方法により確定し得なければならず、当事者の一方の意思のみによること、または、のちの合意によることはできない。

2項 契約で予定した客観的要因が価格決定を可能にする場合、裁判官は価格を決定する

ことが許される。

3項 価格が確定されておらず、または決定できない場合、売買は無効で、絶対的無効である。

1605条

1項 価格は第三者の評価に委ねることができる。当事者は連帯してその報酬を負担する。

2項 第三者が合意により指定されない場合、催告の後その指定に関する合意がないときは、裁判官が指名する。第三者が評価を拒みまたはできない、もしくは、評価が無効にされた場合も同様とする。

3項 価格の決定において第三者が重大な錯誤を侵した場合、価格決定において不利に扱われた当事者は売買の無効を宣言するか、または、新たな第三者を指名することを受諾することができる。

1606条 かなり低いまたは形ばかりの価格で売買が締結されても、この価格が所有権移転の唯一の対価ではない場合、確かな価格が欠如していることを理由に無効とはならない。

1607条 価格がスライド制であった場合、指標の欠如、喪失、または不可解さは1167条に適合するように解決される。

1608条 証書やその他売買に付随的な費用は、反対の条項がない限り、買主が負担する。

第2節 売買の効果

第1款 移転効

1609条

1項 売却財産の所有権は、財産がいまだ引

き渡されておらず代金が支払われていなくとも、契約締結時から当然に売主との関係で買主に取得される。

2項 当事者は、所有権の移転を、財産の引き渡しまで、または代金の支払いまで、遅らせる合意をすることができる。

3項 買主が所有権の移転前に財産を所持している場合、その者は保管する義務を負う。

1610条

1項 代替的な財産に関する売買が行われた場合、所有権の移転は財産の特定の時に生じる。

2項 重量、計算または寸法による商品の売買は、計量、計算または測定により特定がなされる。

1611条 将来の財産についての売買において、所有権の移転はその財産が存在するに至った時に生じる。

1612条

1項 売却財産に属する諸権利、訴権、そして負担は、当然に後続する買主たちに移転される。

2項 各売主は個人的に生じた損害の賠償のために訴権を保持する。

1613条 すべての売主は、その者との買主に対して担保または賠償を排除または制限することができる抗弁をもって、後続の買主から同人に提起された訴えに対抗することができる。

1614条

1項 財産から生じる果実は、その産出され

るときにおいて所有権者である者に帰する。

2項 相関的に、売主がその物の引渡を遅滞した場合は除き、1351-1条で定める要件のもと、財産の偶然的な喪失の危険は所有者に属する。

3項 反対の合意がある場合はこの限りではない。

1615条

1項 売主の利益になるように買戻権を約束することができる；右合意において売主に、代金、売買費用、必要費の賠償、財産の価値増加分に匹敵する増加費の賠償の返還と引き替えに、売却した財産を取り戻す権利を開く。

2項 買戻権は、書面により、5年を超えない期限のもとで合意されなければ、絶対的無効となる。

3項 買い戻しをした売主は、買主に対するあらゆる義務を遂行しなければ、所持を開始することができない。

1616条

1項 買い戻しは、第三者が取得した権利と、買主が同意しなかった負担と地役を消滅させる。但し売主の同意のもと生じたものは除く。

2項 買い戻しが不動産を対象とする場合、買戻権は、右権利が不動産索引に示されている場合だけ第三者を害して行使することができる。

第2款 売主の義務

1617条 売主は譲渡する財産の性質と特性に関することを明確に示さなければならない。この範囲において、契約の不明確さ、曖昧さは売主に不利に解釈する。

1618条

- 1項 売主は財産を引き渡す義務を負う。
2項 売主は同じく買主に、追奪について、そして財産に影響を及ぼす瑕疵について、担保しなければならない。

§1 引渡義務

1619条

- 1項 売主は、売買財産を、買主の意のままになるようにしなければならない。
2項 財産の引渡義務には、その付属するもの、とりわけその使用に必要な、その他の財産、または情報を含む。

1620条 売買時において、売却財産がすでに買主の支配下にある場合、引渡の実行は当事者の同意のみで足りる。

1621条

- 1項 引渡は当事者で合意した場所で行われなければならない。合意がない場合、契約締結時に財産が存在する場所で行われる。
2項 契約において言及がない場合、引渡は相当な期間内に行われる。

1622条 引渡の費用は売主が負担する。

§2 買主の追奪に対する担保

1623条 売主は買主に対して、以下で定める条件の下で所有者として法が付与した権能を自由に行使することを担保する。

1624条 売主の個人的な行為により買主が侵害された場合、いかなる反対の条項があろうとも、当然に担保される。

1625条

- 1項 侵害が第三者によりもたらされた場合、その第三者が、売買の前に取得した買主の全部または一部の所有権に異議を唱える権利を援用するときのみ、担保義務を負う。
2項 買主が売買時において追奪の危険を知っていたか、または、買主が危険を負う意思で買った場合は、担保義務は負わない。

1626条

- 1項 当事者は第三者による追奪担保の範囲を制限、または、売主を全く免責することができる。売主が売買時に危険の存在を知っていたか、または、売主が販売業者として売買を行う場合は除く。
2項 売買財産と同様の財産についての売買に日常的に専心する者は販売業者である。

1627条 買主が第三者による権利行使の訴えにより追奪された場合、右訴えについて召喚されなかった売主は、第三者の要求を拒絶するのに十分な手段を買主が援用しなかったことを証明したとき、追奪担保責任を負わない。

1628条 買主が追奪を免れる唯一の手段が金銭の支払いであった場合、売主は買主に同金額、利息そして諸費用を支払うことにより担保義務を尽くしたことになる。

1629条 担保を免責する条項が定められていても、追奪された場合、買主が契約時に追奪の危険の存在を知っているか、または、それを承知で買い受けたとき以外は、売主は売買時を起算点とする法定利息分を加えてして

受領した代金を返還する義務を負う。

1630条

1項 担保義務を負担し買主が追奪された場合、買主は売主に、売買時を起算点にした法定利息分も加えて、追奪された日の状態に従って評価された売買財産の価値の返還を求める権利を有する。支払うべき金額が買主が支払った代金を下回することはできない。

2項 ただし、買主は、同じ条件のもと、必要費または有益費の金額を加えて、売買代金の返還を求めることを選択することができる。

1631条 追奪が財産の一部に対してのみ行われた場合、買主は追奪された財産の割合に応じた売買の解約か、または前条の規定に基づき支払った金額の追奪された財産の割合に応じた返還を求める選択権を有する。

1632条 追奪された買主は同様に以下の権利を有する：

1° 売主の担保責任追求のために用いるために買主が負担したすべての費用の返還と、必要なときには、所有者に支払うことを余儀なくされたすべての金額；

2° 契約の費用と正当な出資の返還；

3° 追奪の原因である売主のフォートに基づく損害賠償

1633条から1640条は、現時点において保留(réservés)

§3 売買財産の瑕疵についての担保

1641条

1項 売主は、買主に対して引き渡し時に存

在する財産の瑕疵について、担保する義務を負う。

2項 その財産が、同様の財産に対して日常的に期待される使用に適さない、または、契約内容に適合しない場合、その売買財産には瑕疵がある。

3項 中古財産の売買の場合、その財産は契約締結時に存した状態で引き渡されなければならない。

1642条

1項 売主は売買財産の瑕疵について、たとえそれを知らなかったとしても、この場合に売主が何らの担保責任も負わないことを定めていない限り責任を負う。

2項 販売業者は、反対の証明がない限り、瑕疵を知っているものと推定する。

1643条

1項 買主への引き渡し時における売買財産の留保なしの受領は、明らかな瑕疵について主張することを禁じる。

2項 留保は書面でなされ、理由が示され、対面で行わなければならない。留保が対面で行われなかった場合、買主は売主に財産の受領してから5日以内に留保を通知しなければならない。

1643-1条

1項 通常の注意を払う買主によるはじめての調査によって発見することができない瑕疵は、明らかな瑕疵ではない。その点については、買主が素人か、または、職業人かという性質を考慮しなければならない。

2項 購入業者は、反対の証明がない限り、

瑕疵を発見することができたと推定される。
3項 瑕疵は原則として明らかであるも、その規模またはその影響の度合いにより隠れた状態でありえる。

1643-2条

1項 日常的に売買財産と同様の財産についての販売または買入に専心するあらゆる売主またはあらゆる買主は職業的である。

2項 指摘された瑕疵を認識するために必要な技術的能力を有するあらゆる人物は、販売業者または購入業者とみなされる。

1644条

1項 1217条以下の規定で定めるとおり、売主が担保責任を負う場合、買主は財産を返還し代金の返還を受けるか、財産を保持しつつ価格の一部の返還を受けるか、または、財産の契約適合を要求するかを選択することができる。

2項 この選択は売主に対して弁明する必要はない。

3項 売主は買主に対して契約適合の手段を選択することを強制できない。

1645条 売主が財産に関する瑕疵を知っている場合、1231条以下の規定で定めるとおり、その他に売主は買主に対して買主が被った損害を賠償しなければならない。

1646条と1647条は現時点において保留(réservés)保留

1648条

1項 瑕疵に基づく訴えは2年の消滅時効に

かかる。

2項 この期間は買主が瑕疵を発見したとき、または、発見しえた時から進行を始める。
2232条で定める期間を過ぎて訴えを提起することはできない。

3項 あらゆる反対の条項は書かれていないものとみなす。

1649条 売買財産の瑕疵担保は、司法機関が行う売買にはなされない。

1650条 必要な場合、瑕疵の存在は同意の瑕疵を理由とする契約の無効を主張する買主の権利を妨げない。

第3款 買主の義務

1651条 買主は、代金の支払いと財産の引き取りという2つの本質的な債務を負う。

1652条 売買時に合意した場合、または、引き渡した売買目的財産から果実が生じた場合、買主は同じく代金元本の支払いまでの利息を支払わなければならない。

1653条 引き取りに要する費用は買主が負担する。

1654条 買主は、目的財産に明かな瑕疵がある場合、その引き取りを拒絶することができる。

1655条

1項 買主の債務は当事者により合意した場所と時期において履行されなければならない。

2項 契約において定めていない場合、買主の債務は引き渡しの場所で引き渡しの時に、引き渡しが行われた後、履行されなければならない。

1656条 腐敗しやすい財産に関する売買における解除は、引き取りのために合意した期間の満了ののち、売主の利益のために、催告を要することなく当然に認められる。

注

- (1) 司法省のホームページにおいて、条文のみのバージョンと条文コメント付きバージョンのものが公表されている (Avant-projet de réforme du

droit des contrats spéciaux, Commission présidée par le professeur Philippe Stoffel-Munck)。本稿では、同ホームページに掲載されている資料をもとに試訳を行っている。なお、文献資料が2023年2月に刊行予定のようである。その他、司法省が発表した改正作業に関する概要は、<http://www.textes.justice.gouv.fr/textes-soumis-a-concertation-10179/la-reforme-du-droit-des-contrats-speciaux-34389.html>、同じく司法省からのパブリックコメントのアナウンスについては、<http://www.textes.justice.gouv.fr/textes-soumis-a-concertation-10179/consultation-sur-lavant-projet-de-reforme-du-droit-des-contrats-34548.html>による。改正草案は、2022年4月（物取引関連規定）、5月（役務提供契約関連規定）、7月（その他の規定）に分けて公表された。